

2022(令和4)年度 第2回 Salon De 大学コンソーシアム大阪 障がいのある学生への学習支援の考え方～合理的配慮と学習支援～ 開催報告

日 時: 2022(令和4)年 11月30日(水)18:00～19:30 * 情報交換会 19:30～20:30
会 場: オンライン(ZOOM)
講 師: 山崎 めぐみ 氏(創価大学 障がい学生支援室長・教職大学院 准教授)
司 会 進 行: 清水 栄子 氏(研修部会推進委員/追手門学院大学 共通教育機構 教育支援センター 准教授)
申 込 者 数: 17 大学 35 名(うち会員外 5 大学 5 名)
参 加 者 数: 15 大学 27 名、(うち会員外 5 大学 5 名)
実 施 結 果: 大学コンソーシアム大阪 HP の「参加者アンケート」参照
企 画・運 営: 大学コンソーシアム大阪 研修部会推進委員会

1. 開催概要

障がいのある学生への支援は、合理的配慮という障がい学生が他の学生と等しく学ぶための権利を確保するための必要かつ適切な変更・調整をおこなうものがある。合理的配慮があれば問題なく大学生活を過ごせる場合もあれば、それ以外の支援(アカデミック・アドバイジングなどを含む学習支援)が必要な場合もある。

障がいのある学生をサポートするには、他の学生同様、合理的配慮だけでなく、学内外のリソースと連携しながら、学生の成長をサポートすることがより現実的な支援と考える。

本講演では、学生とのコミュニケーションに焦点を当てながら、演者の経験も踏まえながら考えを共有し、参加者と障がいのある学生への学習支援を検討したい。

2. 講演内容

<合理的配慮と学習支援の考え方>

・合理的配慮や学習支援は、すべての学生が安心して学べるように、障がいのある学生にとってどのような形で提供できるかを、大学生活の実態から考え、学生が何に困っているかを考えるところからスタートする。

・学生側は困っていなくても、教職員側は「支援を受ければいいのに」と考えているケースもある。つまり、困っているのは実は私たち教職員かもしれないといったこともある。学生が困っている場合は合理的配慮や学習支援を学生と一緒に考えることが大切である。

授業の種類や傾向性や困りごとの特徴を聞きながら、学生がどのように理解しているかを知るためにコミュニケーションが必要である。

・合理的配慮は、障がいのある学生がそうでない学生と同等の教育機会を提供するもの(参加機会の保障)であるが、学習成果は本人の学びによって達成される。合理的配慮ではカバーしきれない場合、教職員が学生とのコミュニケーションを通して必要に応じて適切なリソースへと繋げていく。



講師: 山崎 めぐみ氏

<大学のディプロマポリシーと合理的配慮・学習支援>

・大学のディプロマポリシーは「学生にこのような力をつけてもらいたい」と謳うものだが、これを達成するために、どのような合理的配慮が必要かを考える。

・合理的配慮のみでは目標を達成できない場合があり、学習支援として、学生本人が状況に対してどのように対応できるかを考える必要がある。例えば、対人恐怖症の学生がチームプロジェクトに関わりたい場合、どのような支援が必要か、また学生がどのように工夫しなければならないかを一緒に考えていく。

・大学で学びたいことや将来の目的・目標を達成するために、合理的配慮さえあれば学生の学びに問題がないのか、学生が将来の目的・目標を達成することは可能かを見定める必要がある。

・学生に症状が出る場合、将来の目的・目標によっては対応策を認識していなければならないこともある。例えば、看護職や教職を目指す場合、職場で支障がでるケースがあるため、将来に向けて対応する必要がある。

・本人が対応できる範囲を超えていると判断した場合は、新たな目的・目標を設定する必要がある。

・学びたいことや将来の目的・目標がない場合、はじめから諦めていたり、一人では考えられない学生もいるため、学生から聞き出しながら時間をかけて一緒に考えることが必要である。

<アカデミック・アドバイジングとは>

・アカデミック・アドバイジングとは、学生自身による将来の目的・目標の決定とその達成に向けて、担当者が途中段階のアセスメントを行いながら学生個人のニーズに沿ったサポートを行うことを指す。

<支援にあたってのコミュニケーションの重要性>

・こちらから働きかけなければと困りごとを発信できない学生もいる。合理的配慮を申請すればすべてが解決する学生もいれば、そうでない学生もいる。特に合理的配慮を申請する学生とはどのようにするとできるようになるのかを一緒に考えるために、コミュニケーションを図ることが重要である。

3. 質疑応答

質問1: コミュニケーションを図ることは必要だが、学生の話聞くだけではコミュニケーションにはならない。学生への問いかけにあたりアドバイス願いたい。

回答1: 関わる立場によって異なるが、「非言語」を読むことが重要と考えている。学生が心を開いてくれるまでは軽く話しかけ、学生に対し「自分はこのようなことが気になっている」という事実だけを伝える。こちらの決めつけでなく、事実を確認していくという形で話しかけていけばよい。また、その学生と相性のいい人を探してあげるとよい。

質問2: 外部へのリファー(送致)するタイミングについて

回答2: 学生によって特定の人としか話したくない場合もあり、外部と連携するタイミングが重要と考える。また、リファー(送致)しなければならないことを本人に伝えることも大切である。一方、どこに繋げたらよいかかわからない場合もある。一人で抱え込まずにチームで支えることで支援が持続可能となる。

質問3: 要支援学生にとってシラバスの内容はどのような形が望ましいか。

回答3: できるだけ授業の詳細が示されていることが大切である。内容によっては学生が理解できないこともある。シラバスを詳細にすることで支援者としてもどのような合理的配慮が必要かを考えやすくなる利点もある。

質問4: 本学に入学を志願している学生から一定の要望を聞くが、例えば肢体障がいのある学生の場合、一朝一夕では対応できないことを求められる場合がある。対応を半ば素人が差配することも多く、困惑することもあるがどうしたらよいか。

回答4: 大学として「合理的」と判断できない場合は対応できない。そのような場合は「そこまでは難しい」と伝えることが必要である。場合によって折衷案を話し合うこともあり、「こうしてもらえば、こちらは対応できる」と具体的に示すことが大切である。入学前からコミュニケーションを図りながら、誠実に対応することが重要である。

質問5: 対人恐怖症のある学生のペアワークの対応策を具体的にお教え願いたい。

回答5: 学生によって異なるが、対応できなかった例として、しっかりディスカッションしないと成立しない場合(演習型)は難しい。他の授業での練習やディスカッションが課されない授業を選ぶ、またどのような準備があればパニックにならないのかを一緒に考えることも具体的な対応策として挙げられる。また、そのような学生とラポールが可能な学生がいれば、事前に依頼のうえ手伝ってもらうことも一案である。

質問6: 障がい学生のサポートをしているが、提出された診断書には病名だけ書いていることがある。そのような場合の合理的配慮はどのように考えていくべきか。

回答6: 一人一人状況が違うため、学生と対話をしなければ合理的配慮は考えられない。カウンセラーには「何ができない」のではなく、「どのようにすればできるのか」にフォーカスを当てて支援計画を立てたいことを伝えている。特性から過度な要望を申し出る学生もいるが、その場合、当該学生にとってもよくない結果となってしまう。卒業後のことも考えて、「ここから先はあなたがやらなければならない」と本人の

責任を辛抱強く伝え続ける必要がある。

質問7: 拡大解釈して「私にはその権利がある」と主張する学生がおり、他の学生が引いてしまうケースがある。合理的配慮をすることがある意味裏目に出してしまう場合があるが、こういった対応が可能か。

回答7: 参加までは整えるが、自分がコミットしなければならないことを伝える必要がある。合理的配慮はすべての授業でやってもらえるわけではないことをわかりやすい例を使って示すことも可能である。「あの教員は個人的には対応してくれたが、合理的配慮としては対応できない」と伝え続ける必要がある。

最後に閉会挨拶として、清水委員より山崎講師への謝辞とともに、「山崎先生の学習支援の考え方を伺いながら、参加者自身の経験や困っていることを共有いただいたことにより、今後どのように支援すべきかまた対応すべきかについてヒントをいただくことができた」との言葉で締めくくられた。



司会：清水委員

4. 参加者アンケート結果

「参加者アンケート」に掲載。

5. 情報交換会

サロン終了後、清水委員の司会のもと、参加者と講師による情報交換会を開催し、講演内容を踏まえた情報交換や意見交換が行われた。

以上